

## 第4章 取組の推進方針

### A 地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

地域共生社会の実現には、包括的・総合的な支援体制を構築するための、各分野の専門機関の協働に加え、地域課題を解決に結びつけることができる地域をつくっていく必要があります。

本市では、分野や相談内容を問わない総合相談窓口と幅広く権利擁護に関する相談支援を行う権利擁護支援センターを設置していますが、さらなる相談支援体制の強化に向け、市が主導し、連携・協働の推進、ネットワーク構築に必要な体制づくりのための協議体や場の設定、地域づくりに向けた環境整備を進めていきます。

地域共生社会の推進		地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備
	1	包括的・総合的な相談支援体制と社会参加の土壌となる地域づくりを進めます。
	2	地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援 ※「成年後見制度利用促進計画」 権利擁護支援センターを中核機関とし、誰もが権利を守られる地域づくりを進めます。
庁内外の連携		地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化
	3	社会福祉協議会の事務局のある保健福祉センターを、人材育成・地域づくりの拠点として活動の充実を目指します。
		地域共生推進に向けた庁内連携の強化
庁内外の連携	4	様々な課題に協働して対応できるための庁内連携体制を強化します。
		計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）
	5	地域発信型ネットワークを基盤に、関係機関の会議体間の連携を進めるとともに、地域福祉推進協議会が計画の進行管理の役割を担うことで、庁外の関係機関も巻き込んだ一体的な活動の展開を目指します。

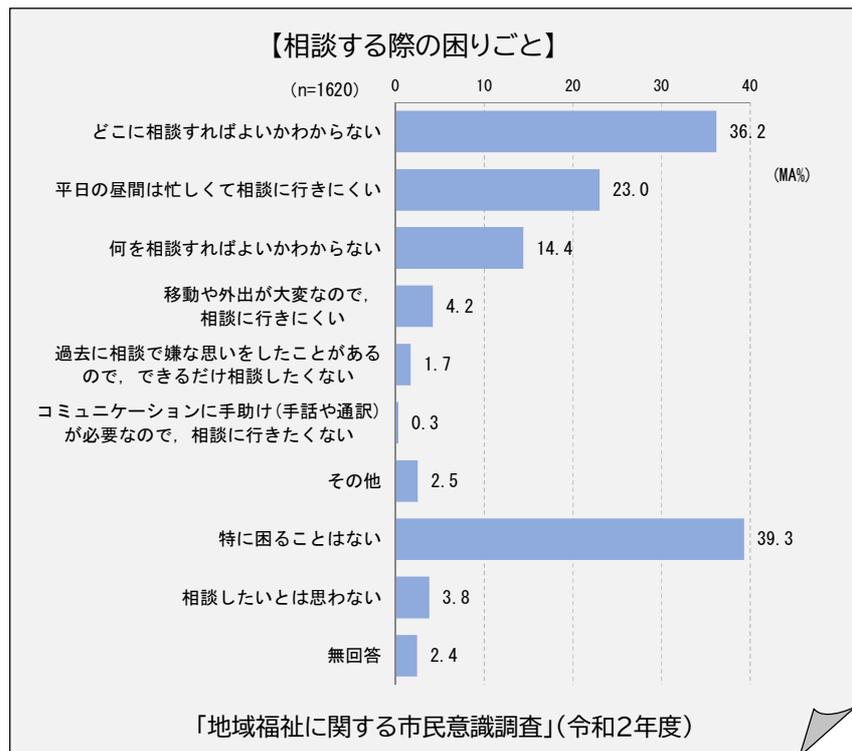
# 施策 1 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備

## 現状

平成 27 年（2015 年）に生活困窮者自立支援法が施行され、本市では、自立相談支援事業、就労準備支援事業、子どもの学習・生活支援事業を実施しています。また、保健福祉センターには、分野や属性を問わない生活の困りごとを幅広く受け止める、総合相談窓口を開設しており、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮など様々な相談を受け付け、各相談支援機関と連携した相談支援を進めています。また、窓口での相談からだけでなく、民生委員・児童委員等地域住民による日ごろからの見守りや気づきから、支援につながるケースも多くみられ、地域住民との連携も重要です。

現状として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済的困窮者からの相談者数が増加しているものの、市民意識調査では、生活困窮者自立支援制度を半数以上の人々が「知らない」、約 35%の人が「制度を知っていても、相談できる場所を知らない」と回答しています。他にも、暮らしの困りごとや福祉サービスなどを「どこに相談すればよいかわからない」と回答している人が約 36%あり、相談できる場所や制度の周知が必要となっています。

地域共生社会の実現を目指し、生活困窮者自立支援制度を中心に相談支援と社会参加支援、地域づくりを進めていく必要があります。



## 課題

- 1 各相談支援機関及び地域住民との連携の強化による支援体制の整備が必要である。
- 2 生活困窮者の社会参加の場の創出を通じた地域住民の理解が必要である。
- 3 潜在的ニーズのある対象者への相談窓口の周知が必要である。

## 取組の推進方針

- ① 複合的な課題を抱える世帯の支援を進めるために、関係機関が連携できる体制と仕組みを構築します。
  - ・ 8050 問題やヤングケアラーなど、地域の複合的な課題や制度の狭間の課題などの様々な生活課題の解決に向け、市・各相談支援機関・地域住民と連携します。また、生活困窮者自立相談支援事業を中心に、個別ケア会議や支援調整会議等の積極的な活用と支援のコーディネート機能を担う専門職の配置に努め、アウトリーチも含め、多機関協働による包括的な支援体制の構築を進めます。
  - ・ 支援に必要な家計改善支援事業に取り組むとともに、各種制度や専門的知識の習得に向けた研修の実施、地域との協働ができる人材育成を進めます。
  
- ② 多様な人が社会参加できる場をつくり、生活困窮者への理解等環境の充実を図ります。
  - ・ 生活困窮者就労準備支援事業や参加支援事業の実施により、生活困窮者など生活課題を抱えた地域社会とのつながりが少ない人の、就労体験やボランティア体験の機会等の創出に取り組み、地域との交流を通じて、生活困窮者などの地域理解を進めることで社会参加を支援します。
  - ・ 子どもの学習・生活支援事業による、地域の居場所づくりの取組の継続、地域の居場所の運営者の支援や、誰もが参加・交流できる共生型の居場所づくりを進めます。
  
- ③ 地域の身近な相談者（民生委員・児童委員等）や総合相談窓口をはじめとした各種相談窓口の継続的な周知と、相談窓口の機能充実に取り組みます。
  - ・ 地域の身近な相談者として民生委員・児童委員等の役割と、市が設置している保健福祉センターの総合相談窓口をはじめとした相談窓口を広く継続的に周知するため、様々な機会や媒体を活用していきます。
  - ・ 各種相談窓口では、現在の機能を維持したうえで、複雑化・複合化した支援ニーズを受け止められるよう、職員の相談対応力や資質の向上を図ります。

## 計画策定に関する会議等での意見

- ・ 包括的支援が強く求められているので、充実策を検討してほしい。
- ・ それぞれの圏域で、きちんと相談体制を整えるよう努めてほしい。
- ・ 生活困窮者へは、多機関と情報を共有し連携を取りながら支援を行う必要がある。
- ・ 困難事例に対して、どのように質の高い支援ができるかを検討する必要がある。
- ・ 支援者の人材育成についても評価するべきである。

## 施策 2 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援

※「成年後見制度利用促進計画」

### 現 状

平成 22 年（2010 年）7 月の保健福祉センターの開設に併せ、保健福祉センター内に権利擁護支援センターを設置しました。

権利擁護支援センターは、成年後見制度の利用促進、権利擁護支援体制の強化や権利擁護の普及・啓発、権利擁護支援の人材育成と活動支援等による権利擁護支援の基盤づくりに取り組んでおり、今後も地域共生を支えるための地域ネットワークの強化に取り組むことが重要です。

高齢者の相談支援機関との連携については、高齢者虐待対応を基礎に高齢者生活支援センターやケアマネジャー等との支援体制の構築と充実に取り組み、障がいのある人、生活困窮者への支援についても協働して進めているところです。今後はさらにその範囲を広げ、子ども・子育て分野やDVの対象者、触法者等への権利擁護を基盤とした支援のための連携ネットワークづくりに取り組む必要があります。とりわけ高齢者、障がいのある人、児童等への深刻化する虐待やDVの問題に対しては、虐待等の防止や早期発見・早期支援のための体制整備を進めていく必要があります。

また、認知症高齢者の増加や介護者の高齢化に伴い、高齢者や障がいのある人が、地域で自らの意思が尊重される環境で生活するためには、成年後見制度の必要性が高まることから、制度の周知と、安心して利用できる仕組みづくりが求められます。

今後、地域で安心した生活を送ることができるよう、権利を守るための制度や機関、相談窓口の周知・啓発を進めるとともに、権利擁護に関する意識や心のバリアフリーの普及・啓発を推進することが重要となります。



成年後見制度利用促進マスコットキャラクター  
後犬（こうけん）ちゃん

### 課 題

- 1 権利擁護支援センターを中核機関とした地域連携ネットワークの構築が必要である。
- 2 高齢者、障がいのある人、児童等への虐待やDVの予防・防止、早期発見・早期支援のための体制の充実が必要である。
- 3 権利擁護支援ニーズに対応するため、制度や相談窓口の周知・啓発、成年後見制度や福祉サービス利用援助事業などの支援を推進していく必要がある。

- ① 重層的支援体制整備事業と権利擁護支援の一体的な支援体制を整備します。
  - ・ 権利擁護支援を、高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮等全ての領域における本人を中心にした支援・活動の共通基盤として、その視点や考え方に基づいた支援を展開できるよう、多機関協働のコーディネート機能を担う専門職との連携体制を整備します。
  - ・ 権利擁護の視点での支援基盤を整えるため、研修や協議の場の設定を検討します。
- ② 権利擁護のための地域連携ネットワークの構築と人材育成に取り組みます。
  - ・ 地域共生社会の実現に向けた基盤となる権利擁護支援の充実に向け、市と専門職団体や関係機関との連携を図ります。
  - ・ 地域における権利擁護や心のバリアフリーの意識を高め、地域の支援の担い手となる権利擁護支援者養成研修や認知症サポーター養成講座などの研修による人材育成を行います。
- ③ 高齢者、障がいのある人、児童、DV、触法者など様々な対象者の権利侵害の防止や対応の充実に取り組みます。
  - ・ 早期発見・早期支援等に向け、身近な相談機関の機能充実を図り、適切に支援するために職員の専門性や資質の向上を図ります。
  - ・ 権利擁護支援システム推進委員会や要保護児童対策地域協議会等を通じた、関係機関の連携強化を進めます。
- ④ 成年後見制度の利用や福祉サービス利用援助事業の活用を促します。
  - ・ 認知症や障がい等により日常生活を営むことに支障のある人や、判断能力が不十分な人に対し、安心した生活を支援するための制度や事業の周知・利用促進を図ります。
  - ・ 利用者本人の意思を尊重するため、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」や「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」等各分野で示されている意思決定のガイドラインを活用して支援します。

### 計画策定に関する会議等での意見

- ・ 虐待対応などのスキル不足を感じるので、支援者の人材育成・スキルアップが大事
- ・ 権利擁護・虐待に関する研修を継続して実施する仕組みをつくる必要がある。
- ・ 実際に活動する認知症サポーターを増やし、地域に浸透させていく必要がある。
- ・ 医療とも連携し、看取りや、もしものときのために望む医療やケアについて前もって考え話し合い、共有する取組（ACP）を議論できる場があるとよい。
- ・ 利用者本人に関わるケアマネジャー、相談支援専門員等の各専門職の関わりも重要

## 施策3 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化

### 現状

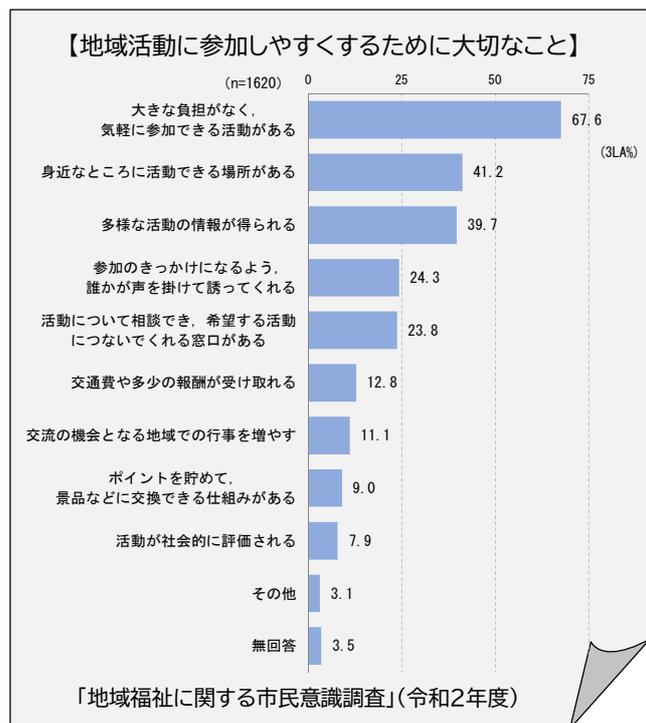
保健福祉センターは「障がいのある人もない人も、高齢者も子どももみんな笑顔で集える場」をコンセプトとする地域福祉の拠点として、平成22年（2010年）7月に開設しました。センター内には、福祉をはじめ、暮らしの困りごと等の相談ができる総合相談窓口や、高齢者、障がいのある人、子ども・子育て、生活困窮の相談窓口が集約されていることに加え、子育て支援センター、介護予防センター等もあり、子どもから高齢者まで多様な人の交流や活動の場として定着し、年間延べ15万人を超える利用があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、施設を安心して利用してもらえるよう、適正な管理運営の徹底に努めています。

地域共生社会の実現に向けては、多様な人が集える居場所・地域づくりが求められていますが、単に「社会参加の場」としてだけではなく、誰でも気軽に立ち寄れることで、早期に困りごとを発見し支援につなげられることもその目的にあります。

居場所・地域づくりを進めるためには、まずはあらゆる人が地域活動に参加することが必要です。市民意識調査では、地域活動に参加しやすくするために大切なこととして、「気軽に参加できる活動がある」「身近なところに活動できる場所がある」との回答が上位となっています。

今後は、社会福祉協議会との連携を中心に、様々な活動の場の提供や情報発信等により、地域活動・コミュニティづくりの拠点としての取組を進めていきます。



### 課題

- ① 新たな生活様式を踏まえ、社会福祉協議会と保健福祉センター内の各機関の協働による地域の活動拠点として機能強化が必要である。
- ② 専門職との協働や地域づくりに寄与する福祉人材・サポーターの養成が必要である。
- ③ コロナ禍においても地域で活動する人が活動を継続できるような支援が必要である。

## 取組の推進方針

- ① **多様な活動の拠点としての環境整備に努めます。**
  - ・新たな生活様式を踏まえた保健福祉センターの適正な管理運営により、地域で活動する人や様々な事業等に参加する人が安心して集まり、コミュニティ活動ができる環境を整備します。
  - ・多様な活動を展開できるよう、機能的で有用な活用方法を検討し、親しみやすいセンターの充実を図ります。
  - ・「福祉センターエントランス・コンサート」等のエントランス事業による保健福祉センターのさらなる周知と、地域住民の交流のきっかけづくりを進めます。
  
- ② **地域における福祉人材・サポーター養成を推進するため、情報を集約・発信します。**
  - ・センター内の各機関が開催している、認知症サポーター養成講座や権利擁護支援者養成研修、介護予防のためのリーダー養成講座、ファミリー・サポート・センター協力会員養成講座等、地域の福祉力の向上や地域活動のきっかけとなる講座や研修を整理・体系化し、地域の福祉人材・サポーターの養成を進め、実践による活躍の場につなげられる取組を進めます。
  - ・研修等の情報が広く周知され、多くの人の参加につながるよう情報発信の工夫に努めます。
  
- ③ **社会福祉協議会を中心とした関係機関と連携して、地域で活動する人の支援や活動に参加しやすくするための取組を充実します。**
  - ・まちづくりや市民活動に取り組んでいる機関や団体等と協力し、様々な媒体や機会を捉えた分かりやすい情報発信や活動者間のネットワークづくりなど、活動の継続、活性化に向けた取組を進めます。
  - ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、活動の制限を受けるなかにおいても、つながりづくりや交流が継続されるよう、ICTの活用をはじめ様々な手法を研究し、実践につなげていきます。

## 計画策定に関する会議等での意見

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出ができない時の活動の方法を検討する必要がある。
- ・老々介護、若くて介護している人たちの悩み相談や情報交換等ができる場所がない。

保健福祉センター

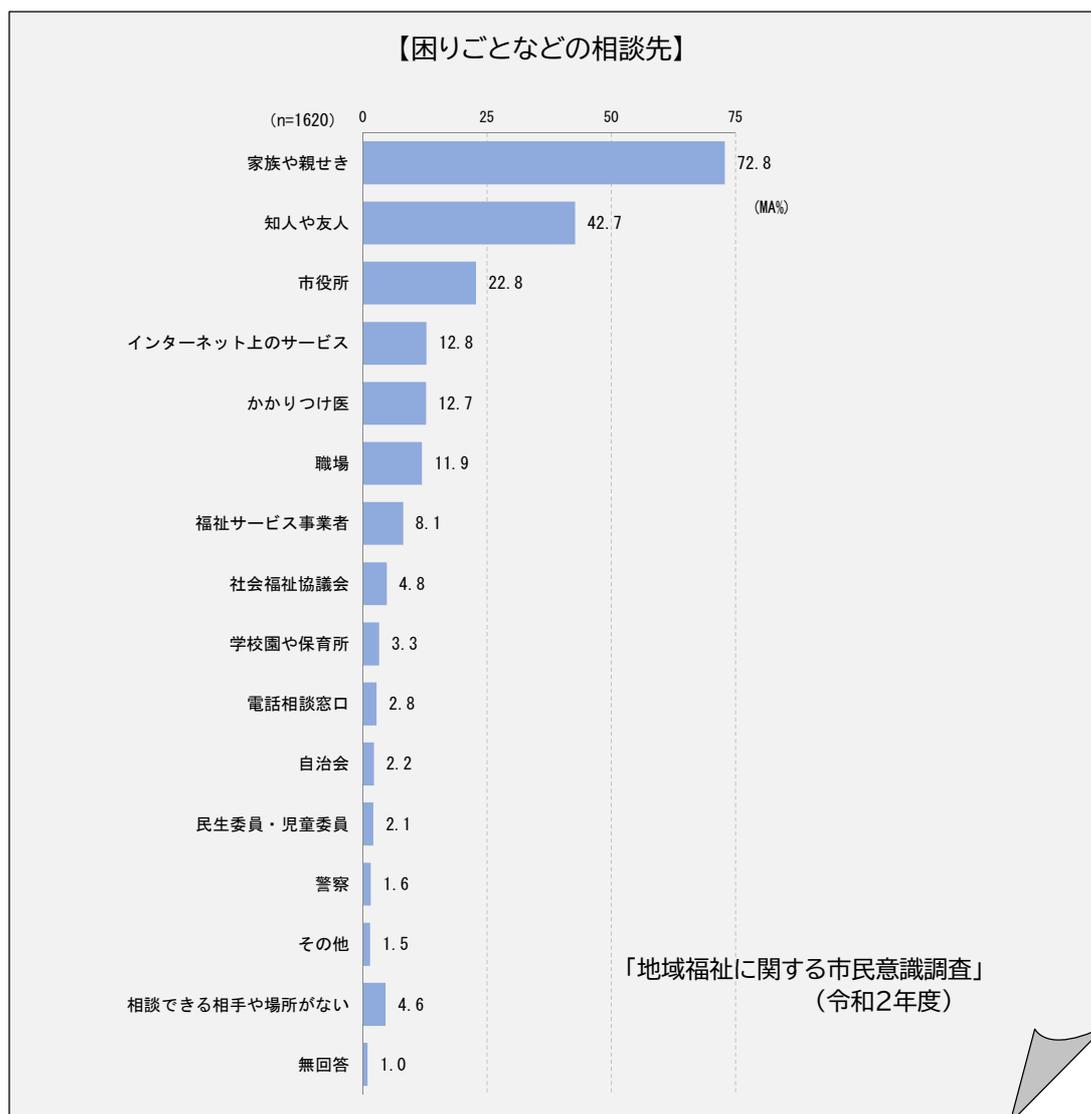


## 施策 4 地域共生推進に向けた庁内連携の強化

### 現状

地域共生社会の推進に向けては、相談支援における多機関協働と地域づくりの2つの側面の充実が必要です。市として地域共生の推進を担うためには、その目的を庁内関係課と共通理解のもとで進めていくことが必要となります。庁内では現在も各分野において連携が必要な関係課との調整等を日々行っていますが、推進のためにはこれまで以上の連携強化が求められることから、その手段として、地域福祉課のトータルサポート機能の活用と生活困窮者自立支援制度を所管している強みを生かした、個別支援と地域づくりについての連携を進めていくことも重要です。

また、市民意識調査では、困りごとなどの相談先として、公共機関の中では市役所との回答が多く、市民の市役所への信頼がうかがえることから、庁内窓口においても相談内容を的確にとらえ、適切な相談支援機関につなぐことができなければなりません。



## 課題

- ① 地域共生社会の実現に向けた庁内関係課の目的の共有，連携強化が必要である。
- ② 各所管課の附属機関で議論されている共通の話題や課題（身寄りのない人の支援，居場所づくりなど）の集約と，解決に向けた協働が必要である。
- ③ 市民の困りごとに気づき，適切な相談窓口につなぐことができるなど，市職員の資質の向上が必要である。

## 取組の推進方針

- ① 庁内の地域共生の取組を推進するため，各相談支援機関を所管する関係各課との連携体制を構築します。
  - ・ 庁内の各分野（高齢者，障がいのある人，子ども・子育て，生活困窮）を超えた連携・協働の取組推進に向け，重層的支援体制整備事業の移行準備事業実施期間に実施している，庁内の関係課に対する事業内容の共有のための連絡会をベースに，目的の共有，連携のための課題の解決に向けた検討等を行う庁内連携会議（仮）の設置を検討します。
  - ・ 庁内の相談支援窓口の連携を円滑化・強化するため，トータルサポート機能の活用と連携ツールの見直しや内容の充実を図ります。
- ② 各附属機関で扱う議題や協議内容を集約し，課題の包括化に取り組みます。
  - ・ 各分野の会議体で協議される，個別支援や地域活動を通じて把握された課題について，共通して取り組む事項を集約・整理できる仕組みを検討し，効果的な解決に向けて協働できる体制を構築します。
- ③ 個別支援・地域づくりを意識した人材育成を進めます。
  - ・ 権利擁護や生活支援の視点を持ち，庁内の各窓口から適切な相談支援機関につなぐことができる人材の育成を進めます。個別支援に必要なスキルの習得に加え，専門職との協働により，地域ケア会議等を通じて地域づくりを検討し，実践できる職員の養成を目指します。

## 計画策定に関する会議等での意見

- ・ 支援者によって支援のばらつきがないよう，支援者のスキルアップや人材育成が必要
- ・ 専門職でも関わりが難しいヤングケアラーへの対応や，子育て支援の検討が必要
- ・ 各相談支援機関の場所が離れていても適切につながるようにすることが必要

## 施策5 計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）

### 現状

現在、地域福祉計画の進行管理は、地域福祉部会での計画の評価とあわせて行い、地域福祉推進協議会において包括的相談支援体制の構築や福祉とまちづくりとの協働に向けた取組等について、様々な分野の構成員が協議や評価を行っています。

地域や専門機関、庁内ではそれぞれの分野による協議の場が多く設けられており、話し合われている課題が共通していることもあります。今後、包括的な相談支援体制の構築や、参加支援の場づくり、地域づくりのためには、福祉分野だけではなく、様々な分野と連携していくことが必要となってくることから、市民・専門職・市による連携と協働が進められるよう、それぞれの会議体の運営方法などについて検討が必要です。

### 課題

- ① 計画の実行とその進捗管理を行う会議体の役割の整理が必要である。
- ② 地域発信型ネットワークを基盤に、市民・専門職・市との協働を進めるために、各会議体のネットワークの改編が必要である。

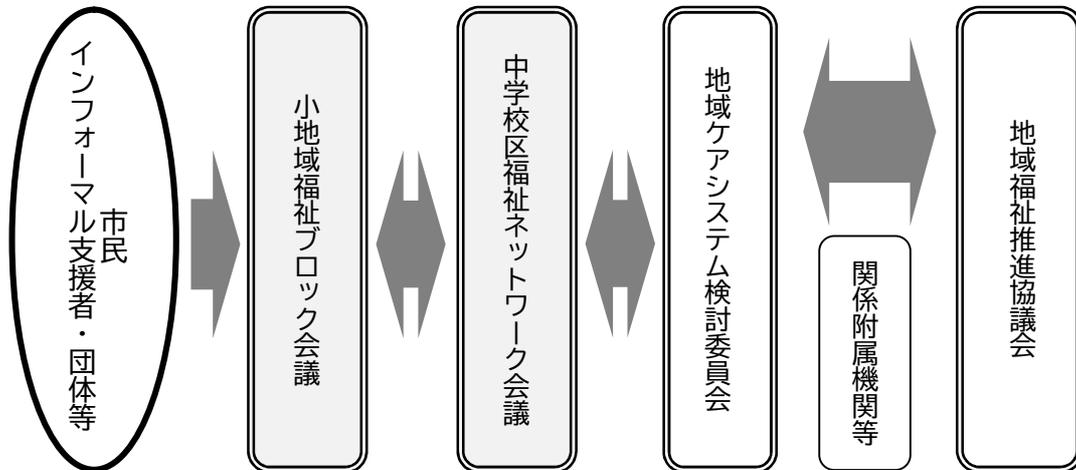
### 取組の推進方針

- ① 地域福祉部会による地域福祉計画の評価等に基づき、地域福祉推進協議会を中心に、関連する会議体や取組と一体的に活動の実践に取り組みます。
  - ・地域福祉部会で、計画の進捗管理・評価を行い、地域福祉推進協議会を中心に各分野及びその連携により、計画の施策を推進します。重層的支援体制整備事業の実施に合わせ、計画進行（管理）のプラットフォームとして多様な主体が関われるよう各会議体の機能を整備し、各会議体の効果的な連携・協働により取組の推進力を高めていきます。
- ② 多様な主体が関わる協議体間の連携ネットワークの構築に向け、地域発信型ネットワークの仕組みの再構築を検討します。
  - ・市民・専門職・市の連携・協働の基盤としてきた「地域発信型ネットワーク」について、今まで参加していなかった地域の多様な主体の参加を進めていきます。
  - ・地域で開催している会議体の役割の整理による、効果的・効率的な課題の抽出、解決策の検討や専門職間連携、これまで不十分であった機能の位置付けなど、「地域発信型ネットワーク」の全体の課題を整理し、構成員や運営方法等について検討し必要に応じた改編を行います。

## 地域発信型ネットワークの概念図〔令和3年度(2021年度)現在〕

### 【理念】

だれもがその人らしく住み慣れた地域で、いきいきと安心して暮らせるまちをめざす



#### ○ 小地域福祉ブロック会議

小学校区内の自治会、マンションの管理組合、子ども会、民生委員・児童委員、福祉推進委員や各種福祉活動関係者等で構成され、ネットワークを活用した具体的な地域づくりの活動を行います。

#### ○ 中学校区福祉ネットワーク会議

各小地域福祉ブロック会議代表者と各種専門機関の中学校区代表者で構成され、圏域における福祉課題の共有、検討、集約を行います。また、「地域ケア会議」や「自立支援協議会実務者会」、「要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議」とも連動しています。

#### ○ 地域ケアシステム検討委員会

各会議間のコーディネートや所属機関の実務への反映、施策化の検討を行うとともに、ネットワーク全体の進捗管理と評価を行います。

#### ○ 関係附属機関等

法律等に基づいて設置する附属機関等である「地域包括支援センター運営協議会」、「地域密着型サービス運営委員会」、「自立支援協議会」、「要保護児童対策地域協議会」、「生活困窮者自立支援推進協議会」と「権利擁護支援システム推進委員会」を、地域発信型ネットワークに位置付けています。

#### ○ 地域福祉推進協議会

医療・保健・福祉の総合調整を行うとともに、システム全体の運営における基本方針や福祉施策への反映に関する協議を行います。



## 計画策定に関する会議等での意見

- ・ 市民と専門職の協働は新しい枠組みであり、今後必要な支援の形だと思う。
- ・ 立地が離れている関係機関ともつながりを強くし、双方で相談しやすい環境をつくる。
- ・ 出口支援だけではなく、相談支援のところも公民協働で進むように取り組んではどうか。
- ・ 受益者側からの評価など自己評価以外の評価方法を取り入れる視点が必要ではないか。

## Aの推進のための主な関係課

### 1 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備

地域福祉課，福祉センター，生活援護課，障がい福祉課，高齢介護課  
子育て推進課，健康課，広報国際交流課，市民参画・協働推進室  
債権管理課，保険課，建設総務課，水道業務課，学校教育課，青少年愛護センター

### 2 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援 ※「成年後見制度利用促進計画」

地域福祉課，福祉センター，生活援護課，障がい福祉課，高齢介護課  
子育て推進課，健康課，人権・男女共生課，地域経済振興課，建設総務課

### 3 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化

地域福祉課，福祉センター，障がい福祉課，高齢介護課，子育て推進課，健康課

### 4 地域共生推進に向けた庁内連携の強化

地域福祉課，福祉センター，生活援護課，障がい福祉課，高齢介護課  
子育て推進課，健康課，市民参画・協働推進室，人事課，学校教育課  
青少年愛護センター

### 5 計画進行（管理）のプラットフォームの設置（庁外連携を視野に）

地域福祉課，監査指導課，福祉センター，生活援護課，障がい福祉課，高齢介護課  
子育て推進課，健康課，市民参画・協働推進室，防災安全課，学校教育課  
市立芦屋病院